

伊勢市つきそい支援サービス実施基準

(目的)

第1条 この基準は、伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第3条第2号ウに規定する伊勢市つきそい支援サービス（以下「事業」という。）を実施することにより、地域の特性や高齢者のニーズに応じた集いの場を整備するとともに、集いの場、買物又は通院等のための移送を伴う付き添い支援を併せて行うことにより、定期的な外出機会等の確保を図り、高齢者の閉じこもりを予防し、高齢者及び支援者双方の介護予防を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施は、適切な事業運営が確保できると認められる地域住民組織等（以下「実施主体」という。）とする。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）における第1号被保険者とする。

2 前項の対象者のうち集いの場、買物又は通院等のための移送を伴う付き添い支援が必要な者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 事業を利用することで、社会参加の促進、QOLの向上及び日常生活の自立につながると認められる者。
- (2) 居宅から集いの場等までの距離が遠く、自力で歩いて行くことが困難な者。
- (3) 運転できる家族が近隣におらず、第1条の目的を達成するための支援を定期的に分けることが困難な者。

(事業の内容)

第4条 実施主体は、高齢者の閉じこもりを予防し、高齢者及び支援者双方の

介護予防を推進することを目的とした集いの場（以下「集いの場」という。）を開設するものとする。

- 2 実施主体は、高齢者以外の幅広い世代の地域住民にも集いの場を開放し、地域交流の促進及び共生社会の実現を目指すよう努めるものとする。
- 3 実施主体は、前条に規定する対象者のうち移送を伴う付き添い支援を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、移送を伴う当該利用者の居宅と目的地及び乗降前後の付き添いサービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。
- 4 前項に規定するサービスは、1人あたり週2回、1回あたり2時間を限度とする。
- 5 サービスに使用する車両は、自家用自動車、駆動補助機付自転車等とする。
- 6 前項に規定する自家用自動車は、実施主体に属する移送を伴う付き添い支援を行う従事者（以下「サポーター」という。）が所有するものを使用するものとし、駆動補助機付自転車等は、伊勢市が指定する事業者から実施主体が購入又は借入したものとする。

（利用の決定）

第5条 実施主体は、サービスの利用を希望する者と面接のうえ、第3条に規定する要件を満たすか聴き取りを行い、利用の可否を決定するものとし、必要に応じてその者が居住する地域を所管する地域包括支援センターに助言を求めることができるものとする。

- 2 地域包括支援センターは、前項に規定する助言を求められたときは、必要な介護予防ケアマネジメントを実施し、その結果を実施主体に提出するものとし、事業以外の支援が必要な場合は、実施主体と協働のうえ、必要な支援を行うものとする。

（費用負担）

第6条 利用者は、実施主体が規定する集いの場に係る費用、移送に係る燃料

費、駐車場料及び道路通行料の実費相当分を実施主体に支払うものとする。

(従事者等の資質の向上及び資格)

第7条 この事業に従事する者（以下「従事者」という。）は、必要に応じ、伊勢市生活支援サポーター養成事業実施基準（平成28年4月1日施行）に基づく伊勢市生活支援サポーター養成講座等を受講するなど、資質の向上に努めるものとする。ただし、従事者のうちサポーターは、次の要件を満たす者とする。

- (1) 健康状態が良好な者
- (2) 普通自動車免許を有する者
- (3) 事業の実施以前に2年以上重大な事故・違反等の記録がない者
- (4) 伊勢市生活支援サポーター養成講座及び伊勢市生活支援サポータースキルアップ研修を修了した者

(遵守事項)

第8条 事業を実施するにあたり、実施主体は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の従事者及びサポーターの清潔の保持及び健康状態管理のための対策を講じること。
- (2) 正当な理由なく、事業上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令を遵守すること。
- (4) 事業に使用する車両は、利用者の移動を安全かつ円滑に実施することができる車両とすること。
- (5) ボランティア保険、自動車損害賠償責任保険及び任意保険等事業を行うにあたり必要な保険に加入すること。
- (6) 交通事故及び付き添い支援に係る事故の防止に関する知識及び技能について自己研鑽に努めること。

(事故発生時の対応)

第9条 実施主体は、利用者に対する事業の実施により事故が発生した場合は、伊勢市つきそい支援サービス事故発生報告書(様式第1号)を作成して速やかに市長に報告を行うものとし、当該利用者の家族、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 実施主体は、事故対応の状況及び経過等について、伊勢市つきそい支援サービス事故報告書(様式第2号)により市長に報告を行うものとする。

3 実施主体は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 実施主体は、利用者に対する事業の提供により損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。なお、サポーターが加入する任意保険については下記の各号の要件を満たすものとする。

(1) 対人賠償 8,000万円以上

(2) 対物賠償 200万円以上

5 実施主体は、前各項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第10条 実施主体は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、伊勢市つきそい支援サービス廃止(休止)届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 実施主体は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該事業を利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター及び他のサービス実施者等との連絡調整及びそ

の他の便宜の提供を行わなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 市長は、実施主体に対して伊勢市つきそい支援サービス補助金（以下「補助金」という。）を交付することができる。

2 前項に規定する補助金の交付申請、決定及び交付等の手続その他補助金の交付に関する必要な事項は、伊勢市補助金等交付規則（平成 17 年伊勢市規則第 40 号）の定めるところによる。

3 第 1 項に規定する補助金の額及び交付対象となる事業は、伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）の定めるところによる。

4 補助金の交付を受けようとする者は、規則及び要綱に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(1) 運転免許証の写し

(2) 伊勢市生活支援サポーター登録証の写し

(3) 伊勢市生活支援サポーター養成講座スキルアップ研修修了証の写し

(4) 無事故・無違反証明書、運転記録証明書又は S D カードの写し

(5) 自家用自動車については自動車検査証の写し

(6) 自動車損害賠償責任保険証、任意保険証及びボランティア保険証等の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(実績報告等)

第 12 条 実施主体は、事業を行った月毎に、利用者に係る運行記録票（様式第 4 号）等輸送の実績を確認できる書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、実施主体に対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(障がい者差別の解消)

第 13 条 実施主体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 11 条の規定により主務大臣が定める指針に定めるもののほか、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する伊勢市職員対応要領（平成 28 年 2 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて適切な対応を行わなければならない。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領等にて示されている障がい種別の特性について十分に留意しなければならない。

（暴力団等の不当介入に対する措置）

第 14 条 実施主体は、契約の履行にあたり、暴力団等による不当介入を受けたときは、所轄の警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行わなければならない。

2 実施主体は、前項の規定による通報を行ったときは、その旨を直ちに甲に報告しなければならない。

（補則）

第 15 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。